

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成28年5月改訂総務省）に定める評価基準及び評価方法を採用しています。ただし、地方公営企業を適用している会計については、地方公営企業会計基準を採用しています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの

本年度末日の市場価格に基づく時価法

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成28年5月改訂総務省）に定める耐用年数に基づき、定額法を採用しています。

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 徴収不能引当金

債権の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

#### ② 退職手当引当金

職員（特別職を含む。）に対する退職手当の支給に備えるため、本年度末日において在職する職員が自己都合退職するとした場合の退職手当要支給額を次の算定方法により計上しています。

勤務年数ごとに「職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率」により算定した額を合算

#### ③ 賞与等引当金

職員（特別職を含む。）に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月の支給見込額等に、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金

### (7) 消費税等の会計処理

水道事業会計及び病院事業会計

税抜方式によっています。

上記以外の会計

税込方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3 重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当事項はありません。
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
2件 109百万円（平成29年度末における訴訟金額）
- (3) その他主要な偶発債務  
該当事項はありません。

#### 5 追加情報の注記

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）  
一般会計、水道事業会計、病院事業会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計
- (2) 出納整理期間  
地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。  
ただし、公営企業会計を採用している水道事業会計及び病院事業会計については、出納整理期間がないため、出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものとして調整しています。
- (3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- (4) 売却可能資産  
売却可能資産の範囲は、現に公用又は公共用に供されていない（一時的に賃借している場合を含む。）普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。本年度末における資産科目別の金額は次のとおりです。
  - ① 土地 2,982百万円
  - ② 立木竹 7,960百万円
- (5) 地方公営企業法適用の移行期間における取扱い

下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水特別会計は地方公営企業法の適用に向けた移行期間中であることから、統一的な基準においては連結されないこととなります。よって、全体行政コスト計算書における「他会計への繰出金」は本来内部取引として相殺消去され表示されないものですが、当該特別会計に係る繰出金が記載されています。  
なお、当該特別会計における本年度末の企業債残高は次のとおりです。

会計名	企業債残高
公共下水道特別会計	7,352百万円
特定環境保全公共下水道特別会計	4,550百万円
農業集落排水特別会計	1,540百万円